

福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター登録要綱（学生用）

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター（以下「センター」という。）が行う、社会貢献・ボランティア活動に携わる学生の個人及び団体の登録に関する事項を定める。

（登録）

第2条 登録対象者は、社会貢献・ボランティア活動を希望する福岡県立大学学生とする。
2 新規登録、登録の変更及び取り消しについては、その都度受付ける。
3 社会貢献・ボランティア支援センター長（以下「センター長」という。）は、登録台帳を整備するとともに、活動記録を整備する。

（支援内容）

第3条 センターは、登録した個人及び団体に対し、以下の支援を行う。
(1) 学生ボランティア活動
(2) 地域での学生による社会貢献
(3) 学生による社会貢献に関する教育
(4) 学生による社会貢献に関する研究・調査
(5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

（申請手続き）

第4条 センターに登録しようとする者は、福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター登録申請書（別紙様式1号）をセンター長に提出するものとする。
2 センターに登録しようとするサークル又は団体は、センター登録申請書（別紙様式2号）をセンター長に提出するものとする。

（登録期間）

第5条 登録の期間は、申請があった日から卒業（修了）までとする。登録を更新する場合は、第4条と同様の手続きを行う。
2 登録期間中に登録内容に変更があった場合は、変更した内容をセンターに提出する。
3 登録の取り消しを希望するときは、センター長に申し出る。

（個人情報の取り扱い）

第6条 センター長は、登録に関して知り得た個人情報について、「福岡県立大学個人情報保護規程」に基づき、適切に取り扱う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか施行について必要な事項は、センター運営部会で協議して定める。

附 則

1. この要綱は平成22年12月14日から施行する。